別表第八号の三　無線設備等保守規程の認定申請書の様式（第25条の26第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

注１　収入印紙については、次によること。

⑴　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑵　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

２　１の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３～５　略］

別表第八号の四　無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式（第25条の27第２項及び第25条の28第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［注１　略］

２　１の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３～５　略］

別表第八号の六　無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第25条の31第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

注１　１の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［２・３　略］

別表第十一号　外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

別表第八号の三　［同左］

［同左］

注１　収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

２　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この注、別表第５号の12、別表第５号の13及び別表第５号の15において「法人番号」という。）を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

［３～５　同左］

別表第八号の四　［同左］

［同左］

［注１　同左］

２　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

［３～５　同左］

別表第八号の六　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

［２・３　同左］

別表第十一号　［同左］

［同左］